

# 介護保険制度をめぐる状況について

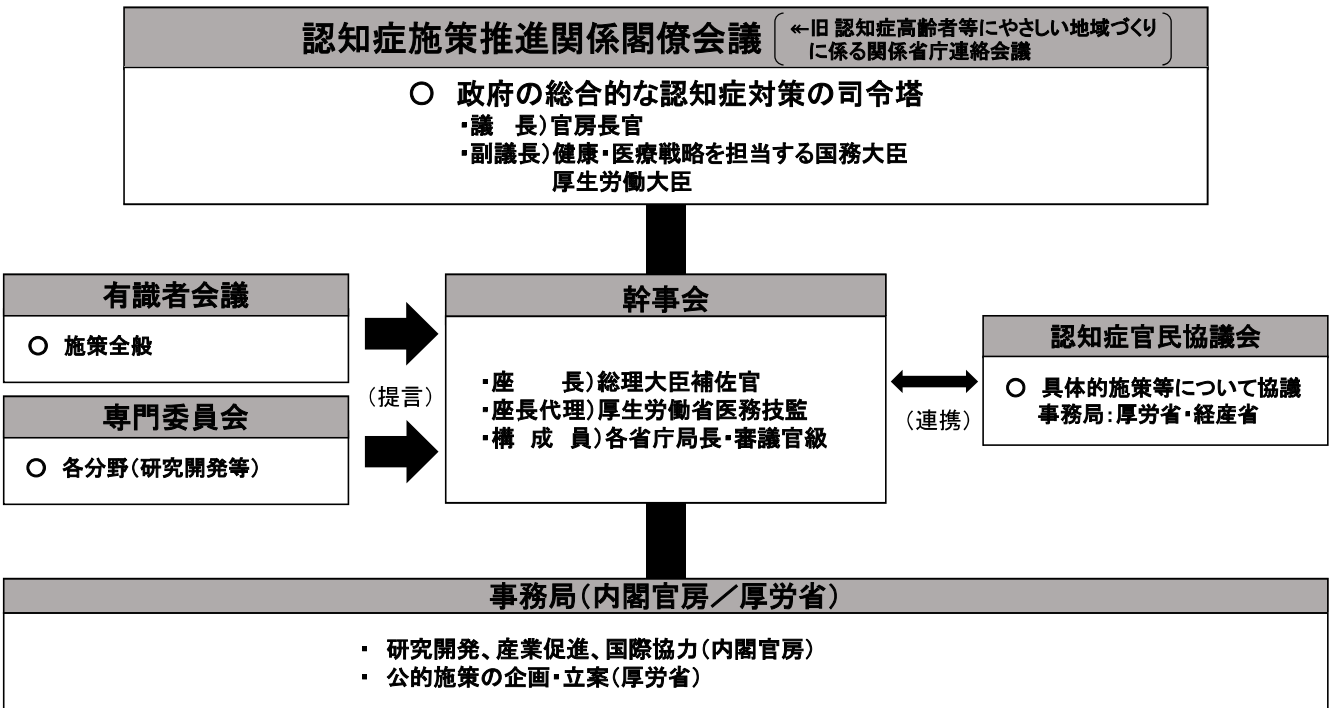
平成31年2月25日  
厚生労働省老健局

I 介護保険制度の現状	・・・・・・・・・・	p 2
I-1 介護保険制度の概要	・・・・・・・・・・	p 3
I-2 介護保険制度をとりまく状況	・・・・・・・・・・	p 12
I-3 地域包括ケア強化法（平成29年介護保険法改正）	・・・・・・・・・・	p 24
I-4 第7期介護保険事業計画	・・・・・・・・・・	p 38
II 今後の主な検討事項	・・・・・・・・・・	p 44
II-1 介護予防・健康づくりの推進 （健康寿命の延伸）	・・・・・・・・・・	p 49
II-2 保険者機能の強化 （地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）	・・・・・・・・・・	p 73
II-3 地域包括ケアシステムの推進 （多様なニーズに対応した介護の提供・整備）	・・・・・・・・・・	p 103
II-4 認知症「共生」・「予防」の推進	・・・・・・・・・・	p 128
II-5 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新	・・・・・・・・・・	p 140

- Ⅱ－１ 介護予防・健康づくりの推進  
(健康寿命の延伸)
- Ⅱ－２ 保険者機能の強化  
(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化)
- Ⅱ－３ 地域包括ケアシステムの推進  
(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
- Ⅱ－４ 認知症「共生」・「予防」の推進
- Ⅱ－５ 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

## 推進体制

認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため認知症施策推進関係閣僚会議の設置をはじめ、横断的かつ実質的な推進体制を構築。



# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要 ～ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ (平成27年1月策定・平成29年7月改定)

- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年
- ・ 策定時の数値目標は、介護保険事業計画に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第7期計画の策定に合わせ、平成32年度末までの数値目標に更新する等の改定を行った(平成29年7月5日)

### 新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

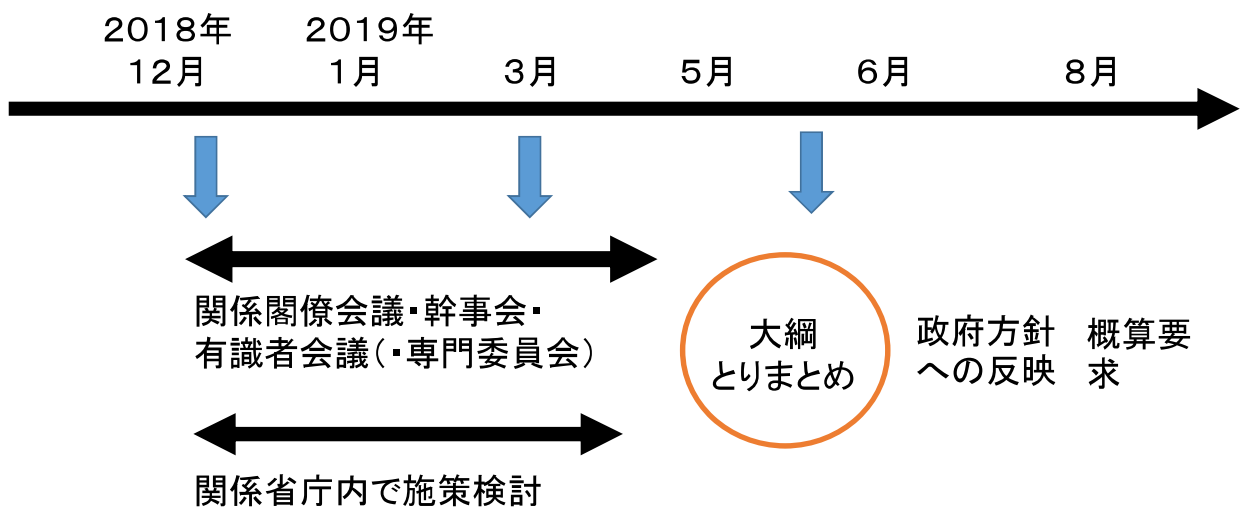
### 七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

130

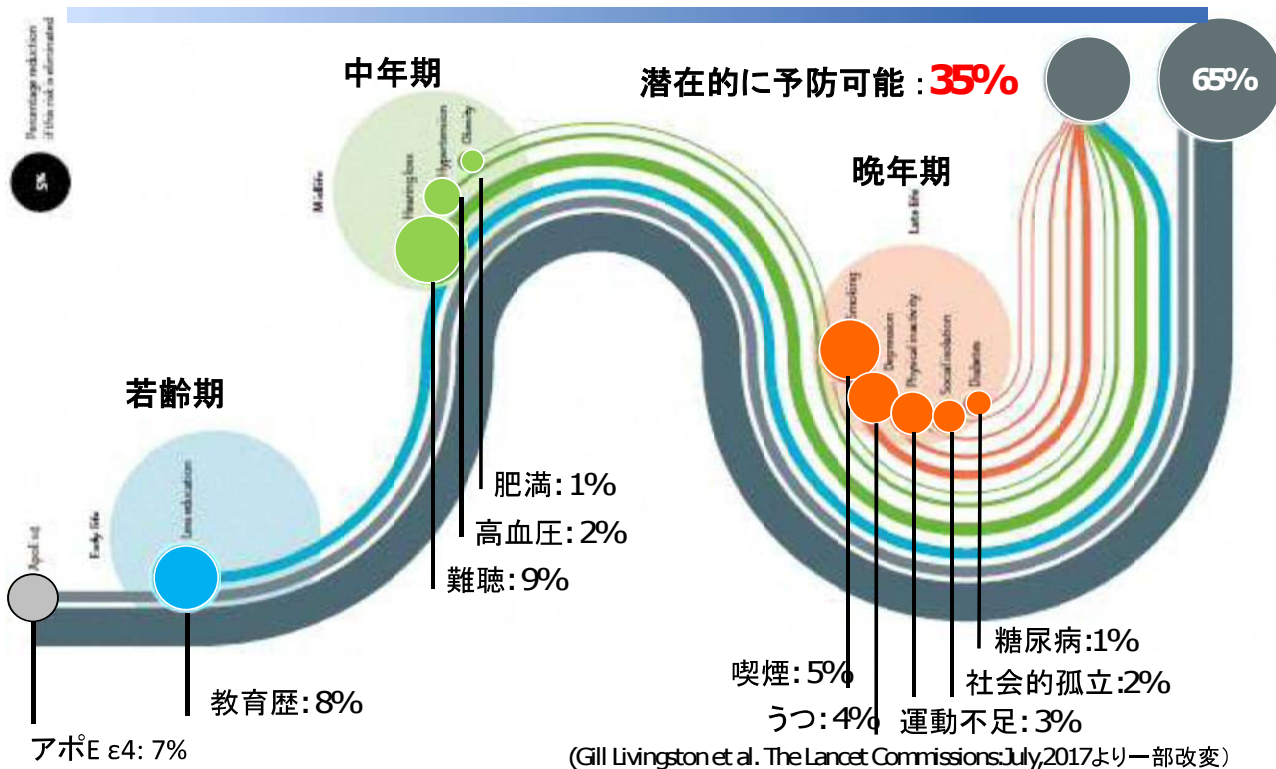
## スケジュール(案)

関係行政機関からの施策を取りまとめて大綱を策定し、政府方針へ反映。



131

# 予防可能な認知症危険因子の寄与



132

## 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の進捗状況及び今後の方向性

### 策定経緯・取り巻く状況

- 高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とされ、今後も増加が見込まれる。
- 2014年の認知症サミット日本後継イベントにおいて、安倍総理の指示を受け2015年1月に新オレンジプランを策定。

### 進捗・取組状況

- 2017年7月に改定した数値目標(2020年度末)は15項目設定(次ページ)
  - 認知症サポーターの養成 : 1066万人(2018年9月末)
  - 認知症サポート医の養成 : 8000人(2018年3月末)
  - 認知症初期集中支援チームの設置 : 1736市町村(2018年11月末)
  - 認知症カフェの設置 : 1265市町村(約6千カ所)(2018年11月末) など
- 認知症サポーターの養成について、大人だけでなく小中学生にも広げると共に、認知症の方に関わることの多い業界(金融機関、交通機関、マンション管理など)でも拡大
- 本人・家族視点を重視した、認知症の当事者・家族の方による発信の拡充、社会参加の推進
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の着実な推進  
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定
- 新オレンジプランを契機に新たな取組を開始した自治体も多く、認知症の方とその家族を支援する地域資源は着実に増加

### 今後の方向性

- 厚生労働省が中心的役割を担い、引き続き「共生」を重視しつつ、「予防」の取組も一層強化し、車の両輪として取り組む。

共生



予防

133

## 新オレンジプランにおける事業の拡大

項目	プラン策定時		2017年度末	目標（2020年度末）
認知症サポーター養成	545万人 (2014.9末)	⇒	1,066万人 (2018.9末)	1,200万人
かかりつけ医認知症対応力向上研修	3.8万人 (2013年度末)	⇒	5.8万人	7.5万人
認知症サポート医養成研修	0.3万人 (2013年度末)	⇒	0.8万人	1万人
歯科医師認知症対応力向上研修	-	⇒	0.8万人	2.2万人
薬剤師認知症対応力向上研修	-	⇒	1.7万人	4万人
認知症疾患医療センター	289カ所 (2014年度末)	⇒	440カ所 (2018.11)	500カ所
認知症初期集中支援チーム設置市町村	41市町村 (2014年度末)	⇒	1,736市町村 (2018.11)	2018年度～ 全市町村
一般病院勤務の医療従事者 認知症対応力向上研修	0.4万人 (2013年度末)	⇒	12.2万人	22万人
看護職員認知症対応力向上研修	-	⇒	1.0万人	2.2万人
認知症介護指導者養成研修	1.8千人 (2013年度末)	⇒	2.3千人	2.8千人
認知症介護実践リーダー研修	2.9万人 (2013年度末)	⇒	4.1万人	5万人
認知症介護実践者研修	17.9万人 (2013年度末)	⇒	26.5万人	30万人
認知症地域支援推進員の設置市町村	217市町村 (2014年度末)	⇒	1,740市町村 (2018.11)	2018年度～ 全市町村
若年性認知症に関する事業の実施都道府県	21都道府県 (2013年度)	⇒	47都道府県	コーディネーターの資質向上 好事例の横展開の推進
認知症カフェ等の設置市町村	-	⇒	1,265市町村 (約6千カ所)	全市町村

134

## 認知症サポーター

(認知症サポーター)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

### 【実績と目標値】

サポーター人数：2018年9月末実績 1066万人  
(目標値：2020年度末 1200万人)

### ○キャラバンメイト養成研修

実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成

内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



### ○認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット  
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

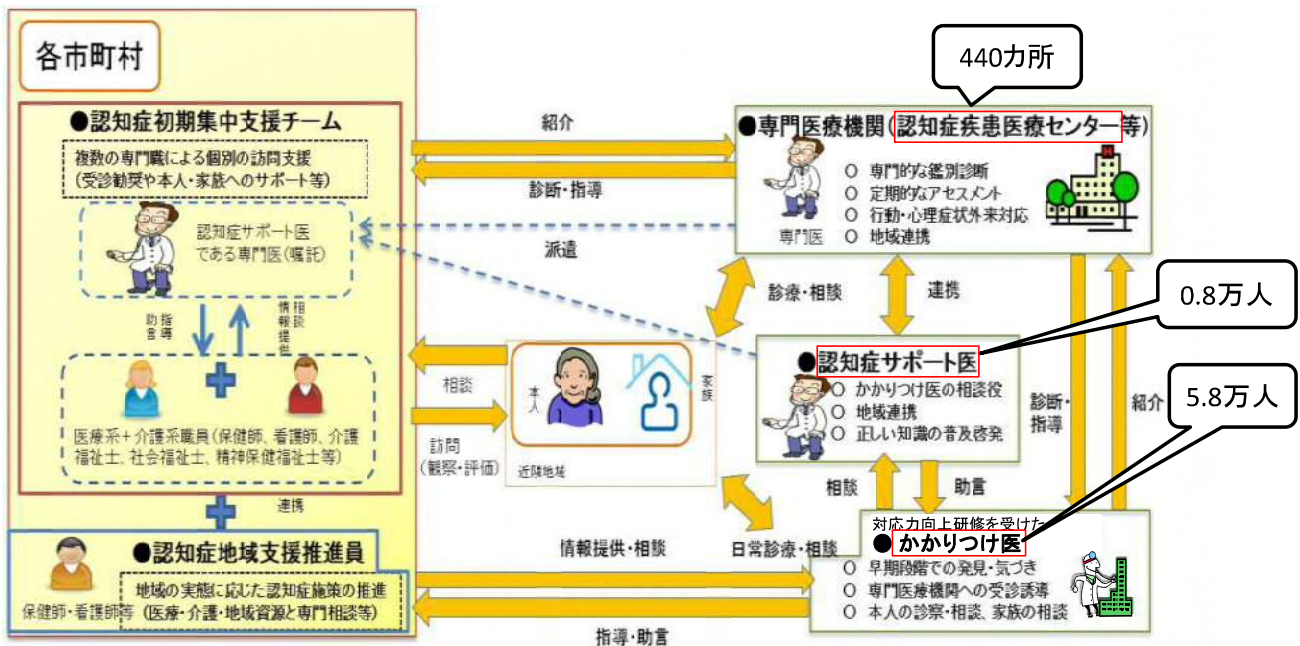
〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



135

## 新オレンジプランに基づく早期診断・早期対応の体制

- かかりつけ医等の認知症対応力向上や専門機関における認知症の診断体制を整備
- 認知症の初期の支援を包括的に行う認知症初期集中支援チーム、地域のネットワーク構築などを進める認知症地域支援推進員の全市町村への設置を推進



136

## 高齢者の通いの場(予防)／認知症カフェ(共生)

### ○通いの場

⇒ 一般の高齢者・虚弱高齢者を対象とし、身近な通える範囲で週に1回程度の体を動かす場を提供

・平成28年度：76,492カ所



### ○認知症カフェ

⇒ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う、地域の共生の拠点

・平成29年度：1,265市町村にて、5,863カフェが運営



137

## 本人の声を起点とした普及啓発を展開

■「本人にとってのよりよい暮らしガイド」～一足先に認知症になった私たちからあなたへ～  
 診断直後に認知症の本人が手にし、次の一步を踏出すことを後押しするような本人にとって役に立つガイドを、認知症当事者の団体である「一般社団法人 日本認知症ワーキンググループ」が作成・配布（2018年10月）



平成29年度老人保健健康増進等事業「認知症診断直後等における認知症の人の視点を重視した支援体制構築推進のための調査研究事業」

## 成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワーク

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。  
 ※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体  
 ※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

